

議案第4号

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

(督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和42年加西市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成2年加西市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第2項及び第3項並びに第2条の規定による加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第4項及び第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が施行され、同法に規定する延滞金の割合等の特例に係る文言が改正されたことに伴い、関係条例において所要の改正を行うもの。

**【概要】**

- ・「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改める。
- ・延滞金の最低割合を年0.1%とする。
- ・改正条例：督促手数料及び延滞金徴収に関する条例  
加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例